

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人育秀会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

## (報酬等の額の算定方法)

第4条 理事に対する報酬等の額は、評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については、評議員会において決定する。（源泉所得税を除く。）

（1）理事の報酬

	日額
理事会等会議への出席	5,000円

（2）監事の報酬

	日額
監事監査等への出席	5,000円

（2）評議員の報酬

	日額
評議員会への出席	5,000円

## (交通費等の支給)

第5条 役員が理事会、監事会、評議員会等に出席した場合に、下記により、支給する。

ただし、西湘（小田原、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡）以外の者は、実費支給する。

（報酬等の支給方法）

第5条 役員及び評議員に対する報酬は、出席の都度、現金により本人に支給する。

（公表）

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、別に定める。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附則 この規定は、令和2年2月1日より施行する。